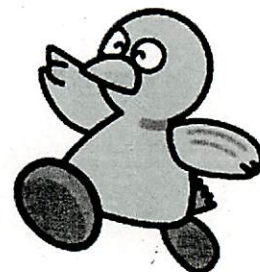


母子及び父子並びに寡婦福祉資金 貸付制度の御案内

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度とは

母子家庭のお母さん及び父子家庭のお父さん並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金を貸し付けする制度です。



埼玉県のマスコット コバトン

貸付けを申請できる方は

- 1 母子家庭の母及び父子家庭の父（原則として生計中心者）
 - 20歳未満の子を扶養している方で、次のいずれかに該当する方
 - (1) 配偶者が死亡または配偶者と離婚し、現に結婚していない方
 - (2) 配偶者の生死が不明、または配偶者から遺棄※されている方
※遺棄の状態が1年以上継続すると認められる場合に限りです。
 - (3) 配偶者が外国にいるため、その扶養を受けることができない方
 - (4) 配偶者が精神や身体の障害により長期にわたって働けない方
 - (5) 配偶者が法令により拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
 - (6) 婚姻によらないで母または父となり、現に結婚していない方
- 2 父母のない、20歳未満の子
- 3 寡婦（一部所得制限があります。）
かつて母子家庭の母であった方で、現在も上記1(1)～(6)のいずれかに該当する方
- 4 離婚等で配偶者のいない40歳以上の女性であって、1又は3以外の方
（一部所得制限があります。）
- 5 1及び3に該当する方の子（修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金のみ）
※母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんまたは寡婦の方が連帯保証人としての要件（収入、資産等）を満たしている場合に限りです。

所得制限について

- ・ 3または4に該当し、現在子を扶養していない方
…前年の所得額（1月1日から5月31日までに申請する場合は前々年の所得額）が、2,036,000円以下の方が対象です。



母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度一覧

平成27年4月1日から適用

資金の内容		貸付限度額 (円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利率/年
就学支度	子の入学、又は修業施設への入所に必要な入学金、被服等を購入するための費用等 (入学する月の末日まで申請可能)	小学校(所得税が非課税の方) 40,600 中学校(所得税が非課税の方) 47,400 国公立高等学校等 150,000 私立高等学校等 410,000 国公立の大学、短期大学、高等専門学校等 自宅通学 370,000 自宅外通学 380,000 私立の大学、短期大学、高等専門学校等 自宅通学 580,000 自宅外通学 590,000	—	卒業後 6か月	5年以内	無利子
修学	子が高等学校、大学等で学ぶための授業料、書籍代等	別表のとおり	修学期間中	卒業後 6か月	別表のとおり	無利子
修業	子が、起業又は就職するのに必要な知識等を習得するための資金	・月額 68,000 ・高校在学中に就職のため、自動車運転免許を取得することが必要である場合 460,000	知識技能習得期間中 5年以内	知識技能習得後 1年	6年以内	無利子
就職支度	母、父、寡婦又は20歳未満の子の就職に際して必要な被服等を購入するための資金	・通常の場合 100,000 ・自動車を購入する場合 ※320,000 ※320,000=通常分100,000 +自動車購入分220,000	—	1年	6年以内	無利子 または 1.5%※
技能習得	母、父又は寡婦が自ら事業を開始、又は就職するために必要な知識・技能を習得するための資金	月額 68,000 (特別分) ・数月分をあわせて貸付を受ける場合 (12月分相当額) 816,000 ・自動車運転免許を取得する場合 460,000	知識技能習得期間中 5年以内	知識技能習得後 1年	10年以内	無利子 または 1.5%※
医療介護	(医療分) 母、父、寡婦又は20歳未満の子に係る医療費の自己負担分、通院に要する交通費等。ただし治療期間1年以内 (介護分) 母、父、寡婦又は20歳未満の子が介護を受けるのに必要な資金。ただし、介護期間1年以内	(医療分) ・通常の場合 340,000 ・所得税が非課税である場合 480,000 (介護分) 500,000	—	医療又は介護を受ける期間後 6か月	5年以内	無利子 または 1.5%※
生活	次の期間の生活を維持するのに必要な資金 ①母、父又は寡婦が技能習得している間 ②母、父又は寡婦が医療又は介護を受けている間 ③母、父又は寡婦が失業中で離職してから1年未満 ④母が母子家庭又は父が父子家庭になり7年未満	技能習得分① 月額 141,000 技能習得分以外②③④ 月額 103,000 ・生計中心者でない場合の母子又は父子 月額 69,000 ・現に扶養する子のない寡婦等 月額 69,000 *④の場合(母子家庭又は父子家庭になって7年未満)のみ 総額 2,400,000 養育費取得の裁判費用の場合は一括貸付可能 (12月分相当額) 1,236,000	技能習得期間中 5年以内 医療介護を受けている期間中 1年以内 失業した日から1年以内 母子家庭となつて7年になるまで	習得期間満了後6か月 医療又は介護を受ける期間満了後6か月 貸付期間満了後6か月	10年以内 5年以内 5年以内 8年以内	無利子 または 1.5%※
転宅	母、父又は寡婦が住宅の移転に際して必要な敷金、運送費等の資金	260,000	—	6か月	3年以内	無利子 または 1.5%※
住宅	母、父又は寡婦が住宅を建設、購入、保全、改築、増築するのに必要な資金	・通常の場合 1,500,000 ・災害等により住宅が全壊した場合等 2,000,000	—	6か月	6年以内	無利子 または 1.5%※
事業開始	母、父又は寡婦が事業を開始するのに必要な設備費及び什器・機械等を購入するための資金	2,830,000 ・複数の母子家庭の母又は父子家庭の父が共同起業する場合、その複数の母又は父への貸付合計額 4,260,000	—	1年	7年以内	無利子 または 1.5%※
事業継続	母、父又は寡婦が現在営んでいる事業に必要な商品・材料等を購入するなど、事業を継続するために必要な資金	1,420,000	—	6か月	7年以内	無利子 または 1.5%※
結婚	子の結婚に必要な資金	300,000	—	6か月	5年以内	無利子 または 1.5%※

※無利子または1.5%…連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年率1.5%の利子が付きます。(就職支度資金は、子が就職する際の必要経費であれば、一律無利子です。)

修学資金貸付限度額（月額）

平成27年4月1日から適用 単位：円

		年	1年	2年	3年	4年	5年	償還期間
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学	18,000	18,000	18,000			原則として 貸付期間の 2倍
		自宅外通学	23,000	23,000	23,000			
	私立	自宅通学	30,000	30,000	30,000			
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000			
高等専門学校	国公立	自宅通学	21,000	21,000	21,000	45,000	45,000	原則として 貸付期間の 3倍
		自宅外通学	22,500	22,500	22,500	51,000	51,000	
	私立	自宅通学	32,000	32,000	32,000	53,000	53,000	
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000	60,000	60,000	
短期大学 専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学	45,000	45,000				原則として 貸付期間の 3倍
		自宅外通学	51,000	51,000				
	私立	自宅通学	53,000	53,000				
		自宅外通学	60,000	60,000				
大 学	国公立	自宅通学	45,000	45,000	45,000	45,000		原則として 貸付期間の 2.5倍
		自宅外通学	51,000	51,000	51,000	51,000		
	私立	自宅通学	54,000	54,000	54,000	54,000		
		自宅外通学	64,000	64,000	64,000	64,000		
専修学校（一般課程）			32,000	32,000				原則として貸付期間の2倍

※修学に必要な経費が上記金額を超える場合は、上記金額の1.5倍を限度として申請することができます。

貸付けの申請に当たって

- 1 所管の県福祉事務所又はお住まいの市役所・町村役場のひとり親家庭支援担当窓口にて御相談ください。（申請から資金の交付まで1～2か月程度かかりますので、御相談はお早めに。）
※さいたま市・川越市・越谷市にお住まいの方は各市役所が相談・貸付けの窓口となります。
- 2 申請の際、以下の書類が必要です。
(1) 申請書 (2) 戸籍謄本（おおむね3月以内に発行されたもの） (3) 所得証明書
(4) 住民税納税証明書 (5) 連帯保証人を立てる場合、連帯保証人の所得証明書
(6) その他資金の種類により、入学許可書の写し、事業計画書、収支計画書等
- 3 就学支度資金、修学資金、修業資金及び就職支度資金（子の就職費用）を借りの場合
子が連帯借受者（申請者と同様に返済義務を負う者）となりますが、連帯保証人は不要です。
ただし、子本人が借りの場合※は、母又は父を連帯保証人とします。
※20歳未満の子の場合、法定代理人の同意が原則必要です。また、小学校、中学校の就学支度資金は対象外です。
- 4 3で掲げた資金以外を借りの場合
連帯保証人を立てると無利子、立てないと年率1.5%の利子が付きます。
- 5 連帯保証人は、原則、次の要件をすべて満たしている方に限ります。
(1) 申請者と別生計 (2) 県内・近隣に住む60歳未満の親族 (3) 保証能力がある
- 6 県福祉事務所（さいたま市・川越市・越谷市にお住まいの方は各市役所）で審査し、貸付けを決定します。承認されない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。
貸付額は、必要経費及び貸付限度額の範囲内で償還可能な額を審査で決定します。
- 7 日本学生支援機構（旧日本育英会）からの貸与を受ける場合には、原則として貸付けはできませんが、修学に必要な経費が日本学生支援機構貸与額を超える場合には、母子父子寡婦福祉資金の貸付限度額の1.5倍の金額から奨学金貸与額を差し引いた額について、母子父子寡婦福祉資金を利用することが可能です。

貸付金の交付と償還

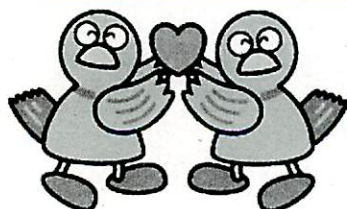
- 貸付けが決定したら、速やかに借用書を提出していただきます。
貸付金の交付は、借用書受理後の手続きとなります。
- 貸付後、必要に応じて就学状況、事業状況等の調査を行います。
- 償還金（返済金）は、据置期間終了後、①月賦 ②半年賦 ③年賦 いずれかの方法で、金融機関に納入していただきます。
納入方法は、①口座振替 ②納入通知書を金融機関に持参しての現金納入 いずれかとなります。なお、納期限を過ぎますと、平成27年3月31日までは年10.75%、それ以降については年5%の割合で違約金が加算されます。
- 償還金の納入については、便利な口座振替をお勧めします。

口座振替取扱金融機関

- | | | | |
|----------|-------------|---------------|-----------|
| ① みずほ銀行 | ② 三菱東京UFJ銀行 | ③ 埼玉りそな銀行 | ④ りそな銀行 |
| ⑤ 三井住友銀行 | ⑥ 武蔵野銀行 | ⑦ 東和銀行 | ⑧ 埼玉縣信用金庫 |
| ⑨ 川口信用金庫 | ⑩ 飯能信用金庫 | ⑪ 埼玉県信連（県内農協） | |

県福祉事務所等関係機関（相談先） ※窓口により予約が必要な場合もありますので、まずはお電話ください。

事務所名	所在地	電話番号	担当地域、業務等
東部中央福祉事務所 （地域福祉担当）	春日部市大沼1-76 （〒344-0038）	048-737-2132	川口市 行田市 加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 蕨市 戸田市 福川市 久喜市 北本市 八潮市 三郷市 蓮田市 幸手市 吉川市 白岡市 伊奈町 宮代町 杉戸町 松伏町
西部福祉事務所 （地域福祉担当）	坂戸市石井2327-1 （〒350-0212）	049-283-6800	所沢市 飯能市 東松山市 狭山市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 ふじみ野市 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 東秩父村
北部福祉事務所 （地域福祉担当）	本庄市前原1-8-12 （〒367-0047）	0495-22-0101	熊谷市 本庄市 深谷市 美里町 神川町 上里町 寄居町
秩父福祉事務所 （地域福祉担当）	秩父市桜木町8-18 （〒368-0025）	0494-22-6228	秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町
母子・父子福祉センター 東部中央母子・父子福祉センター 西部母子・父子福祉センター 北部母子・父子福祉センター 秩父母子・父子福祉センター	東部中央福祉事務所内 西部福祉事務所内 北部福祉事務所内 秩父福祉事務所内	048-737-2139 049-283-7991 0495-22-0104 0494-22-6237	各種相談、法律相談など （原則として、福祉事務所担当地域と同一です。）
さいたま市 子育て支援課	さいたま市浦和区常盤 6-4-4（〒330-9588）	048-829-1948	さいたま市
川越市 こども安全課	川越市元町1-3-1 （〒350-8601）	049-224-5821	川越市
越谷市 子育て支援課	越谷市越ヶ谷4-2-1 （〒343-8501）	048-963-9172	越谷市
県庁少子政策課 手当・ひとり親家庭支援担当	さいたま市浦和区高砂 3-15-1（〒330-9301）	048-824-2111 内線 3337 3338	制度全般 （さいたま市、川越市、越谷市を除く）



埼玉県のマスコット コバトン

※上記の県福祉事務所（県庁少子政策課を除く）には
母子・父子自立支援員がおり、母子及び父子並びに寡婦福祉
資金に関することをはじめ、各種の生活相談に応じています。
お気軽に御相談ください。